

法務省人定訓第1号

本省局部課長
所管各庁の長

法務省定員規則（平成13年法務省令第16号）第2条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則（平成13年法務省人定訓第80号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

区	分	定 員	備 考
本省	内部部局	大臣官房	392人 1 事務次官1人 及び秘書官1人 を含む。 2 うち、59人 は、司法法制部 の定員とし、司 法法制部の定員 のうち、6人 は、国立国会図 書館支部法務図 書館の定員とす る。
	民事局	100人	
	刑事局	64人	

	矯 正 局	84人	
	保 護 局	45人	
	人 権 擁 護 局	28人	
	訟 務 局	88人	
	小 計	801人	
施 設 等 機 関	法務総合研究所	84人	
	矯正研修所	85人	うち、24人は、支所の定員とする。
	刑務所、少年刑務所及び拘置所	19, 678人	
	少 年 院	2, 386人	
	少 年 鑑 別 所	1, 153人	
	婦 人 補 導 院	2人	
	小 計	23, 388人	
地 方 支 分 部 局	法務局及び地方法務局	8, 908人	
	矯正管区	295人	
	地 方 更 生 保 護 委 員 会	315人	
	保 護 觀 察 所	1, 524人	
	小 計	11, 042人	

	検 察 庁	11, 860人	
	本 省 計	47, 091人	
出入国 在 留 管理庁	内部部局	124人	長官1人、次長1人、審議官2人及び参事官2人を含む。
	出入国管理部	49人	
	在留管理支援部	78人	
	小 計	251人	
施 設 等 機 関	入国者収容所	235人	
地 方 支 分 部 局	地方出入国 在留管理局	5, 536人	
	出 入 国 在 留 管 理 庁 計	6, 022人	
公 安 審 査 委 員 会	内部部局	事 務 局	4人
公 安 調 査 庁	内部部局	總 務 部	81人
		調 査 第 一 部	125人
		調 査 第 二 部	170人
		小 計	376人
施 設 等 機 関	公安調査庁 研 修 所	8人	

地方支 分部局	公安調査局	1, 313人	
公 安 調 査 庁 計		1, 697人	
法 務 省 合 計		54, 814人	

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 檢察庁の定員は、この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
検 察 庁	令和3年12月31日までの間	11, 868人